

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成20年3月13日(木)

開会 9時30分

閉会 11時30分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、井村正勝委員、山根一枝委員、安田敏春教育長

欠席者 竹下譲委員

4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 東地隆司 学校教育分野総括室長 坪田知広

生涯学習分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典

予算経理室長 中川弘巳 予算経理室副室長 藤森正也

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 川口朋史 人材政策室副室長 横田浩一

人材政策室副室長 濱田義昭 人材政策室主幹 吉間禎夫 人材政策室主幹 森田由之

人材政策室主査 中出真人

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室副室長 田中真司

特別支援教育室長 梶原久代 学校安全・安心特命監 土肥稔治

生涯学習分野

生涯学習室長 木平純子

文化財保護室長 山田猛

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第80号 専決処分の承認について(補正予算関係)	原案可決
議案第81号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則案	原案可決
議案第82号 教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則案	原案可決
議案第83号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第84号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第85号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第86号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第87号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を	原案可決

	改正する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 88 号	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 89 号	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 90 号	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 91 号	平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 92 号	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 93 号	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 94 号	公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 95 号	平成 21 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について	原案可決
議案第 96 号	専決処分の承認について（人事関係）	原案可決
議案第 97 号	職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

件 名

報告 1 県立特別支援学校整備第一次実施計画（案）について

7 審議の概要

・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 4 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成 20 年 2 月 18 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

山根一枝委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 95 号、報告題 1 が意思形成過程のため、議案第 96 号、97 号が人事案件のため、非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 80 号から 94 号を審議した後、非行開の議案第 95 号、報告題 1、議案第 96 号、97 号を審議することを確認する。

・審議内容

議案第 80 号 専決処分の承認について（補正予算関係）（公開）

（予算経理室長説明）

平成 20 年 2 月 28 日急施を要したため、別紙のとおり平成 19 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求め。提案理由です。平成 19 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から意見を求められたが急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規定第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項によりこれを報告して承認を求め。これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが専決処分をした内容で、意見聴き取りに対し、原案に同意するという内容です。最終補正予算の内容についてですが、1 ページの表をご覧ください。右から二つ目の欄、補正予算額の一番下、これが最

終補正予算、教育委員会関係の総額です。8億1800万7千円の増額補正で、補正後の教育委員会関係予算額は1764億9314万3千円となります。尚、各項毎の額は表に記載のとおりです。ここには書いてありませんが、一般会計トータルでは今回の最終補正において3億419万2千円の減額補正でして、一般会計補正後の予算額は6865億4401万1千円となっております。尚、今回最終補正ですので、決算を睨んでの各事業の過不足の調整が全ての理由です。主な事業につきましては、2ページに掲載してあります。まず教職員退職手当につきましては、退職見込者のうち希望退職見込者数の増による増額で11億7326万円の増額補正、教職員人事管理システム運営費につきましては教員免許管理システムの開発、これは国の補正予算に伴う措置ですが、それが3000万ありまして国費10分の10でそのシステム開発を行うということなどに伴う増額で3488万8千円の増額補正、その次高等学校等進学支援事業費は、新規貸与予定者の実績見込の精査等による減額で8141万3千円の減額補正。西日野にじ学園・杉の子特別支援学校緊急対策事業といたしまして、教材備品、給食用設備・備品等の整備に係る経費の増額で5932万円の計上、その次に高等学校の設備充実費といたしまして産業教育用設備、備品の更新に伴う増額で5604万円の増額補正。その次、校舎その他建築費でその下の特別支援学校施設建築費共に各工事の契約額が確定したこと等に伴う減額といたしまして、それぞれ8751万7千円の減額及び4100万円の減額ということです。続きまして斎宮歴史博物館展示・普及事業費におきましては、寄付をいただいたお金を財源として収蔵資料購入を行うこと等に伴う増額補正として1511万5千円の増額補正。受託発掘調査事業費は、契約額が確定したこと等に伴う減額補正として6361万1千円の減額補正、続きまして体育スポーツ振興基金積立金は、法人県民税の超過課税分をこの基金に積んでいます、その18年度の精算が行われることに伴う4141万6千円の増額補正、県営総合競技場事業費につきましては、第1種公認改修工事等の入札差金の減額などに伴いまして9230万6千円の減額補正です。続きまして3ページに繰越明許費を計上してあります。一番上は教員免許管理システムの開発で、先程補正予算のところで増額補正のご説明をさせていただきましたが、教員免許管理システムの開発に係るものです。国の補正予算に係る事業で、年度内の完了が困難な為、今年度の完成が見込めませんので翌年度への繰越明許費を設定するというものです。以下、高等学校費それから特別支援学校費につきましては、その施設建築ということでここに計上してあります。工事がそれぞれ繰越理由に掲げてある理由のとおり、今年度完成を見なくて翌年度にこの事業を繰り越すことにより、それぞれ繰越明許費を設定してあります。最後に一番下の債務負担行為につきましては、受託発掘調査の中勢道路整理所リースに係る契約におきまして、20年度に係る契約を今年度19年度に結ぶ必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

【質疑】

井村委員

社会教育費の斎宮歴史博物館で、財源は寄付金とあるんですが、どちらが寄付をされたんですか。

予算経理室長

京セラミタです。玉城に工場を持っております。

井村委員

工場できましたね。工場ですって頂けるんですか。やっぱりこういう、ITを使ったようなことではないですか。

生涯学習分野総括室長

もともとミタ工業と京セラの合併会社が、玉城に工場を持っております、そこから申し入れを頂き、斎宮歴史博物館の資料充実の為ということでご寄付をいただいたということです。

井村委員

そうですか。

委員長

他はいかがでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第81号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

新しい規則ですが、1番が規則案の全体です。3ページをご覧ください。知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則案の要綱です。まず、この規則の制定の理由ですが、平成20年度の組織見直しによりまして、図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館それから生涯学習センター、以下図書館等というように表記しますが、これらの施設は教育委員会と知事部局が共管する施設として位置付けられ、その管理運営につきましては地方自治法第180条の7により、教育委員会から知事の補助職員等に委任をする必要があります。教育委員会から知事の補助職員等に委任をする事務の範囲、受任者等については、教育委員会規則において定めることとなっております。従いまして、それに基づきまして規則を制定するという事です。その内容ですが、教育委員会は図書館等の管理運営及び事業に関する事務をすべて生活・文化部長に委任するという事です。図書館等の条例及び条例施行規則に定める事務のうち、館長が行う事務となっているものにつきましては、三重県行政組織規則に規定する館長に委任するという事になります。ただし、次に掲げる事務については、委任をする事務から除くということで、基本的には全部の事務を生活・文化部に委任するわけですが、(1)は図書館等の条例及び条例施行規則の改正及び廃止に関する事。これは教育委員会の方でやります。それから(2)三重県立図書館協議会、三重県立美術館協議会の委員の任免及び委嘱、解嘱に関する事についても教育委員会で行うというものです。このことにつきましては知事と協議をする形になっておりまして、5ページに三重県知事に対する協議書を付けております。それから内容は先程3番の要綱でご説明をさせて頂いた後ですが、1ページから簡単に見ていただきますと、それぞれの施設について書かれております。第2条には三重県立図書館についての記載、第2条の第1項です。第2項は博物館に関する記載、第3項は美術館について、第4項が斎宮歴史博物館について、第5項が生涯学習センターについてというような形での要綱です。

【質疑】

委員長

補助職員等というのは、館長とかそういう人をいうわけですか。

人材政策室長

はい。生活・文化部長とか、それから館長とかです。

委員長

他はよろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第82号 教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則案（公開）
(人材政策室長説明)

教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則を制定する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由です。教育公務員特例法第25条の2第5項及び第6項に規定する手続に関する規則を制定する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1ページはこの規則の全体です。これも新しい規則です。これは教育公務員特例法の中にいわゆる指導力不足等教員に対する措置につきまして規定が新たに設けられることに伴いまして、教育委員会規則で県としての対応を決めていくという趣旨のものです。第1条は目的、第2条は事実の確認の方法で、三重県教育委員会は認定にあたって、次に掲げる事項を記載した書面により事実の確認を行うものとする。これは指導力不足等教員の認定に関する手続きですが、当該教諭等に関する勤務の状況とか、研修等の実施状況及びその結果、あるいは校長または市町教育委員会が行った当該教諭等に対する指導内容及び意見聴取の内容、あるいは前3号に掲げたものの他、教育委員会が必要であると認める事項などについて、書面により事実の確認を行うという規定です。次に、第2項では前項に規定する事実の確認にあたり、当該教諭、校長、市町教育委員会、その他教育委員会が必要と認める者から事情聴取を行うものとするという項目を設けてあります。それから第3条には認定の手続きとして、認定を公正かつ適正に行うために専門的な知識を有する者及び保護者から意見を聴くものとするという規定を設けてあります。以上教育公務員特例法に基づく教育委員会規則ということです。

【質疑】

井村委員

これは事情聴取を行うものとするということは、いわゆる警察権というかそういう解釈をしてもいいんでしょうか。

人材政策室長

そうではなくて、当該職員から直接、状況の聴き取りをすることです。そういう手続きを踏まずに、当該職員に対して指導力不足等教員であるという認定をしてはいけないという規定があります。

井村委員

分かりました。

委員長

他はよろしいですか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第83号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由です。公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1ページに要綱があります。改正理由ですが、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正等に伴いまして、公立学校職員の関係規則について所要の改正を行うものです。これは11月の定例会で条例を審議して頂きました、育児短時間勤務の導入に伴う条例の改正に引き続く規則の改正です。改正内容です。地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条に規定する短時間勤務をしている職員にかかる年次有給休暇、それから特別休暇、その他の規定の整備です。それから併せまして再任用短時間勤務職員及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員にかかる年次有給休暇、特別休暇、その他の規定の整備を行います。施行は平成20年4月1日からです。3ページ、4ページ、5ページが改正案でして、7ページから新旧対照表でこれを簡単に説明させていただきます。まず9ページをご覧くださいませでしょうか。9ページの説明に入ります前に、育児短時間勤務職員というのは、条例の中で、この前も審議をして頂き、小学校就学の始期に達するまでの子を育児をするために、1日4時間勤務で週5日間勤務をする職員とか、1日5時間勤務で週5日間勤務をとという職員とか、あるいは週3日間だけしか勤務をしない8時間で週3日の職員。あるいは8時間2日と4時間の勤務で、週20時間勤務であるとか、そういったいくつかのパターンの中から、職員が自分の育児の状況に応じて選べるということを条例の方で決めております。それを受けまして、そういう職員の年次有給休暇でありますとか、あるいは特別休暇の扱いをどうするのかというのを今回の規則の方で定めているという構造になっておりますのでご承知おき下さい。年次有給休暇関係ですが、そこには第1項として、斉一型短時間勤務職員という言葉がありますが、これは毎日の勤務時間が一定である職員、先ほど申し上げました毎日4時間ずつ勤務するとか、毎日5時間ずつ勤務するとかというような勤務をする職員のことですが、この職員については規則の上では最後の方に、20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数と、要するに1週間に5回、例えば4時間勤務で5日勤務する職員は、通常の職員は20日間が1年間で年次有給休暇を付与されるわけですが、5日勤務する職員は同じく20日間付与されるという形です。要は20日分休めますよ、但し1日分は4時間になってしまいますけれども、そういうカウントで20日分です。5時間勤務職員の場合はそれも20日、週3日しか来ないという職員については5分の3、20日の5分の3の日数が付与されるという規定です。

井村委員

働いた時間に対するパーセントは同じだということですね。

（人材政策室長説明）

勤務時間に対するパーセントは一緒ということですが、それから2つ目の項目は不斉一型短時間勤務職員、これは毎日時間が決まっていない。例えば2日間は8時間勤務してあと1日は4時間勤務をすると、それでトータル1週間で20時間勤務になるという方々の規定ですが、こういう方については20日間の年次有給休暇を時間に直すと160時間になりますので、これを勤務する時間に応じて比例配分するという考え方の規定です。10ページ9条の2、これは年度途中で新たに採用された職員に関する規定、それから12ページはこれは他の任命権者から割愛のような形で例えば国家公務員から県の職員になったりとか、あるいは知事部局から教育委員会に出たり、そういう任命権者が変わるような場合の職員の取扱いです。それから13

ページの第12条からは特別休暇に関する規定が設けられております。特別休暇に関しましては第12条の第15項、生後満1年9ヶ月に達しない子を保育する場合、育児時間といわれるものがありまして、1日2回45分ずつ取れるというのが現在の規定です。正規の職員に対する規定ですが、その中にこの育児短時間勤務職員等についてもこの規定を盛り込むということで、もともと短時間勤務をしている職員ですので、この職員については1日2回各30分以内の時間で付与するという事です。ただ4時間勤務の職員については、もともとそのために短時間勤務しておりますので、必要があっても30分1回という規定です。それから第20号ですけれども、これは夏季休暇の規定です。夏季休暇は現在正規の職員は、7月から9月までの期間内に5日間付与されておりますが、この育児短時間勤務職員についても同じような形で付与する。これも先ほどの有給休暇の比例付与の考え方とよく似てまして、5日勤務をするという職員については5日分、3日間勤務をする者については3日分の付与になっております。それから14ページには、先程来から申し上げておりますが、1時間を日に換算する時に1日4時間勤務の者は4時間で1日とカウントして下さいと。1日5時間勤務の人は5時間で1日とカウントして下さいとそういうことが書かれた内容です。

【質疑】

井村委員

これがない時代はそれは出来なかったということですか。

人材政策室長

新たに育児短時間勤務職員という概念が出て参りましたので、それに伴って4月1日からの規定を整備しているところです。

山根委員

今から、まだどれくらいの方が希望するかは分からないわけですか。

人材政策室長

そうです。これは4月1日からですので、今そういう希望者について調べているところです。

教育長

組織上はいろいろまだ支障がありそうですね。

山根委員

具体的にイメージがわかりませんね。

井村委員

やっぱり取りやすいかということとがありますね。

教育長

勤務する人にとっては非常いいですけどね。

委員長

こういう希望が出た場合に、人が足りなくなりますよね。それをどういうふうに当てていくかですね。

人材政策室長

今のところ、学校については非常勤講師かあるいは臨時的任用講師という形で代替職員を配置して、足りない部分を埋めていくというふうに考えております。

委員長

そうですね。ほんとは正規がいいんですけども、予定が分からないわけだから正規は難しいですよ。

人材政策室長

正規職員で代替は難しいというか出来ませんね。

委員長

いや心配するのは、非常勤が増えるとそれでいいのかなというのもあるんですけど、でもそれ以外やりようがないということですよ。

人材政策室長

そうです。

委員長

よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

次の議題84から94号は関連する議案なので、11の議案を一括して提案することを承認する

議案第84号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第85号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第86号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を

改正する規則案（公開）

議案第 87 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第 88 号 公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第 89 号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第 90 号 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第 91 号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第 92 号 公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第 93 号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第 94 号 公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案（公開）
（福利・給与室長説明）

第 84 号公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。以下 11 議案ありますが、各議案とも、1 ページに規則案、そのあとに要綱、新旧対照表を付けさせて頂いております。

続きまして第 85 号です。公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 86 号、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 87 号、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。平成 20 年 3 月 13 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 88 号、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 89 号、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 90 号、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 91 号、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。提案理由、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 92 号、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 93 号、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり

提案する。提案理由、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第94号、公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について別紙のとおり提案する。提案理由、公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

今回11議案と多くの規則改正案を提出させて頂きましたので、11本の議案を一覧にしたものを用意しました。改正規則毎に右側に主な改正内容を書かせていただきました。議題に沿ってご説明をさせていただきます。まず大まかにこの11議案を分けると、議案第84号から91号までが育児短時間勤務関係です。先程83号の方で説明させて頂きましたが、育児時間の新しい制度ができましたのでそれに対応した給与制度を改正する必要があるということで、その関係をまとめさせて頂きました。それから議案第92号が地域手当関係、議案第93号が特殊勤務手当の実績簿関係、議案第94号が非常勤講師の報酬単価関係です。具体的にご説明をさせていただきますと、まず議案第84号は退職手当関係でして、育児短時間勤務期間の3分の1を算定基礎から除外するというものです。それから議案第85号は給料の調整額や管理職手当について勤務時間数に応じて手当額を支給するというものです。なお議案第85号につきましては併せてこの4月の学校の統廃合により、へき地学校の一覧表を変える必要が生じておりますので、廃校になった学校を一覧表から削除させて頂いております。議案第86号は給料の調整額の経過期間中の支給額につきまして、これも勤務時間数に応じて支給するというものです。それから議案第87号は管理職手当の経過期間中の支給額につきまして、これも勤務時間数に応じて支給するというものです。それから議案第88号は自動車等の通勤手当につきまして、通勤所要回数が月10回未満の場合は手当額を半額とするというものです。それから議案第89号は期末手当について勤務時間の短縮分の2分の1を除算する、そして勤勉手当については勤務時間の短縮分の全てを除算するというものです。それから議案第90号は義務教育等教員特別手当についても勤務時間数に応じて支給するというものです。議案第91号は給料の差額についてこれも勤務時間数に応じて支給するというものです。以上が育児短時間勤務関係です。次に議案第92号ですが、これは人事委員会勧告に基づきまして、現行2.9%になっております地域手当を、平成20年度は3.0%に改定するというものです。それから議案第93号は特殊勤務手当の実績簿の様式につきまして、特殊勤務手当の適正な執行や事務負担軽減の観点等から手当毎により柔軟迅速に実績簿の様式の一部の変更が出来るよう、知事部局の規定に倣って様式の注釈部分の改定を行おうとするものです。それから最後ですが、議案第94号は人事委員会勧告に伴い、一般職の給料改定が行われておりますが、それに準じて、非常勤講師等の報酬単価を改定するものです。

【質疑】

井村委員

93号の特殊勤務手当の様式ですが、A4からA4以外も使うということになるわけですか。

福利・給与室長

様式をA4とするのは変わっておりませんが、2の方に教育長は必要に応じて所要事項を具備した上で、内容の一部を変更することができるということを改正として入れるということです。

井村委員

具体的にはどんな形なんですか。

福利・給与室長

ただちにどうこうするというものではありませんが、知事部局の方でこういったものを先に入れておりますので、知事部局と連動させるということもありますので、今回入れさせて頂いております。

委員長

育児短時間についてですが、勤務時間数に応じてと変わってますが、それまではどうだったんですか。

福利・給与室長

この育児短時間勤務制度は、この4月からの導入する制度です。

委員長

これは新しく付け加えるということですね。それから、地域手当の県外というのはどういう例ですか。

福利・給与室長

東京事務所とかそういったものです。

委員長

東京にあわせるということですか。

福利・給与室長

はい、そうです。

委員長

その地域によって違うわけですか。

福利・給与室長

はい、そうです。

委員長

それは市単位というか、あわせるということですね。

福利・給与室長

三重県全体は、最終的には4%にするということが決まっております。

委員長

何かございませんでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第95号 平成21年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について(非公開)

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

報告1 県立特別支援学校整備第一次実施計画(案)について(非公開)

学校安全・安心特命監が説明し、全委員が本報告を了承する。

議案第96号 専決処分の承認について(秘密会)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第97号 職員の懲戒処分について(秘密会)

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。